

令和5年(ワ)第17364号、令和5年(行ウ)第299号

若年成人被選挙権剥奪違憲確認等請求事件

原告 能條桃子他5名

被告 国

第9準備書面

2024年9月25日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 戸田善恭

同 井桁大介

同 谷口太規

同 亀石倫子

同 西愛礼

第 1 都留市市議会議員選挙に立候補しようとした原告久保遼について

1 被選挙権を行使できる法的地位の確認（主位的請求）

(1) 訴訟要件

ア 法律上の争訟である（訴状 42~43 頁）

イ 訴えの利益がある（訴状 43~44 頁）

(2) 本案要件

ア 公職選挙法 10 条 1 項 5 号は、合理性なく原告久保遼の被選挙権を剥奪するもので、憲法前文、1 条、15 条 1 項、15 条 3 項、44 条但書、92 条、93 条に違反する（訴状 9~42 頁）

イ 公職選挙法 10 条 1 項 5 号は、年齢に着目して、合理性なく被選挙権の行使の取り扱いを異にする点で、憲法 44 条但書に違反する（第 3 準備書面）

ウ 公職選挙法 10 条 1 項 5 号は、町村総会を設置する自治体に居住するか否かに着目して、合理性なく居住する若年成人の政治参加権の取り扱いを異にする点で、憲法 14 条 1 項及び 44 条但書に違反する（第 8 準備書面 8~12 頁）

2 [本件規定を改廃しないことで] 被選挙権を行使させないことの違法確認（予備的請求①）

(1) 訴訟要件

ア 法律上の争訟である（訴状 44~46 頁）

イ 訴えの利益がある（訴状 44~46 頁）

(2) 本案要件

ア 公職選挙法 10 条 1 項 5 号は、合理性なく原告久保遼の被選挙権を剥奪するもので、憲法前文、1 条、15 条 1 項、15 条 3 項、44 条但書、92 条、93 条に違反する（第 1 の 1 の(2)のアと同じ）

イ 公職選挙法 10 条 1 項 5 号は、年齢に着目して、合理性なく被選挙権の行使の取り扱いを異にする点で、憲法 44 条但書に違反する（第 1 の 1 の(2)の

イと同じ)

ウ 公職選挙法 10 条 1 項 5 号は、町村総会を設置する自治体に居住するか否かに着目して、合理性なく居住する若年成人の政治参加権の取り扱いを異にする点で、憲法 14 条 1 項及び憲法 44 条但書に違反する (第 1 の 1 の(2)のウと同じ)

3 [年齢要件を充足しない者に] 被選挙権を行使させないことの違法確認 (予備的請求②)

第 1 の 2 と同じ

4 国家賠償請求権

(1) 違憲の明白性 (訴状 47 頁)

ア 公職選挙法 10 条 1 項 5 号は、合理性なく原告久保遼の被選挙権を剥奪するもので、憲法前文、1 条、15 条 1 項、15 条 3 項、44 条但書、92 条、93 条に違反する (第 1 の 1 の(2)のアと同じ)

イ 公職選挙法 10 条 1 項 5 号は、年齢に着目して、合理性なく被選挙権の行使の取り扱いを異にする点で、憲法 44 条但書に違反する (第 1 の 1 の(2)のイと同じ)

ウ 公職選挙法 10 条 1 項 5 号は、町村総会を設置する自治体に居住するか否かに着目して、合理性なく居住する若年成人の政治参加権の取り扱いを異にする点で、憲法 14 条 1 項及び 44 条但書に違反する (第 1 の 1 の(2)のウと同じ)

(2) 立法府の著しい不作為（訴状 47 頁）

(3) 損害（訴状 48 頁）

(4) 因果関係（訴状 47 頁）

第 2 市議会議員選挙に立候補しようとした、原告中村涼香（船橋市議会議員選挙）、原告 Chico（狛江市市議会議員選挙）及び原告吉住海斗（調布市市議会議員選挙）について

1 国家賠償請求権

(1) 違憲の明白性（訴状 47 頁）

ア 公職選挙法 10 条 1 項 5 号は、合理性なく原告中村涼香、原告 Chico 原告吉住海斗の被選挙権を剥奪するもので、憲法前文、1 条、15 条 1 項、15 条 3 項、44 条但書、92 条、93 条に違反する（前掲久保・第 1 の 1 の(2)のアと同じ）

イ 公職選挙法 10 条 1 項 5 号は、年齢に着目して、合理性なく被選挙権の行使の取り扱いを異にする点で、憲法 44 条但書に違反する（前掲久保・第 1 の 1 の(2)のイと同じ）

ウ 公職選挙法 10 条 1 項 5 号は、町村総会を設置する自治体に居住するか否かに着目して、合理性なく居住する若年成人の政治参加権の取り扱いを異にする点で、憲法 14 条 1 項及び 44 条但書に違反する（前掲久保・第 1 の 1 の(2)のウと同じ）

(2) 立法府の著しい不作為（訴状 47 頁）

(3) 損害（訴状 48 頁）

(4) 因果関係（訴状 47 頁）

第 3 鹿児島県議会議員選挙に立候補しようとした原告中村涼夏について

1 国家賠償請求権

(1) 違憲の明白性（訴状 47 頁）

ア 公職選挙法 10 条 1 項 3 号は、合理性なく原告中村涼夏の被選挙権を剥奪するもので、憲法前文、1 条、15 条 1 項、15 条 3 項、44 条但書、92 条、93 条に違反する（訴状 9~42 頁）

イ 公職選挙法 10 条 1 項 3 号は、年齢に着目して、合理性なく被選挙権の行使の取り扱いを異にする点で、憲法 44 条但書に違反する（第 3 準備書面）

(2) 立法府の著しい不作為（訴状 47 頁）

(3) 損害（訴状 48 頁）

(4) 因果関係（訴状 47 頁）

第 4 神奈川県知事選挙に立候補しようとした原告能條桃子について

1 被選挙権を行使できる法的地位の確認（主位的請求）

(1) 訴訟要件

ア 法律上の争訟である（前掲久保・第 1 の(1)のアと同じ）

イ 訴えの利益がある（前掲久保・第 1 の(1)のイと同じ）

(2) 本案要件

ア 公職選挙法 10 条 1 項 4 号は、合理性なく原告能條桃子の被選挙権を剥奪するもので、憲法前文、1 条、15 条 1 項、15 条 3 項、44 条但書、92 条、93 条に違反する（訴状 9~42 頁）

イ 公職選挙法 10 条 1 項 4 号は、年齢に着目して、合理性なく被選挙権の行使の取り扱いを異にする点で、憲法 44 条但書に違反する（第 3 準備書面）

2 [本件規定を改廃しないことで] 被選挙権を行使させないことの違法確認

(予備的請求①)

(1) 訴訟要件

ア 法律上の争訟である（前掲久保・第1の2の(1)のアと同じ）

イ 訴えの利益がある（前掲久保・第1の2の(1)のイと同じ）

(2) 本案要件

ア 公職選挙法10条1項4号は、合理性なく原告能條桃子の被選挙権を剥奪するもので、憲法前文、1条、15条1項、15条3項、44条但書、92条、93条に違反する（第4の1の(2)のアと同じ）

イ 公職選挙法10条1項4号は、年齢に着目して、合理性なく被選挙権の行使の取り扱いを異にする点で、憲法44条但書に違反する（第4の1の(2)のイと同じ）

3 [年齢要件を充足しない者に] 被選挙権を行使させないことの違法確認（予備的請求②）

第4の2と同じ

4 国家賠償請求権

(1) 違憲の明白性（訴状47頁）

ア 公職選挙法10条1項4号は、合理性なく原告能條桃子の被選挙権を剥奪するもので、憲法前文、1条、15条1項、15条3項、44条但書、92条、93条に違反する（第4の1の(2)のアと同じ）

イ 公職選挙法10条1項4号は、年齢に着目して、合理性なく被選挙権の行使の取り扱いを異にする点で、憲法44条但書に違反する（第4の1の(2)のイと同じ）

- (2) 立法府の著しい不作為（訴状 47 頁）
- (3) 損害（訴状 48 頁）
- (4) 因果関係（訴状 47 頁）

以 上

(別紙)

原告別・要件事実一覧

原告	請求① 地位確認	請求② 違法確認	請求③ 国家賠償
久保遼（都留市市議会議員選挙） ※公職選挙法 10 条 1 項 5 号違反	<ul style="list-style-type: none">● 15 条等違反● 44 条但書違反● 14 条 1 項・44 条但書違反	請求①と同じ	請求①と同じ
中村涼香（船橋市議会議員選挙） ※公職選挙法 10 条 1 項 5 号違反	NA（次回選挙時は 25 歳を超えるため。以下同じ）	NA	<ul style="list-style-type: none">● 15 条等違反● 44 条但書違反● 14 条 1 項・44 条但書違反
Chico（狛江市市議会議員選挙） ※公職選挙法 10 条 1 項 5 号違反	NA	NA	<ul style="list-style-type: none">● 15 条等違反● 44 条但書違反● 14 条 1 項・44 条但書違反
吉住海斗（調布市市議会議員選挙） ※公職選挙法 10 条 1 項 5 号違反	NA	NA	<ul style="list-style-type: none">● 15 条等違反● 44 条但書違反● 14 条 1 項・44 条但書違反
中村涼夏（鹿児島県議会議員選挙） ※公職選挙法 10 条 1 項 3 号違反	NA	NA	<ul style="list-style-type: none">● 15 条等違反● 44 条但書違反
能條桃子（神奈川県知	<ul style="list-style-type: none">● 15 条等違反	請求①と同じ	請求①と同じ

事選挙) ※公職選挙法 10 条 1 項 4 号違反	● 44 条但書違反		
----------------------------------	------------	--	--